

取組の実施状況の公表（大阪府羽曳野市）

平成29年7月18日公表資料

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項に基づき、取組の実施状況を公表します。

1 数値目標の達成状況

登用、配置、育成及び教育訓練関係						
目標項目	数値目標	(時期)	最新値	(時期)	目標設定時最新値	(時期)
管理的地位に占める女性職員の割合	30%	(平成32年度)	24.8%	(平成28年度)	24.3%	(平成27年度)
役職段階に占める女性職員の割合	38%	(平成32年度)	33.3%	(平成28年度)	33.3%	(平成27年度)

2 平成28年度における取組内容

継続勤務及び仕事と家庭の両立関係
育児休業取得率及び平均取得期間の向上、配偶者出産休暇等の取得率及び平均取得日数の向上のための職員への制度周知 (平成28年度における取組) ・子どもを養育する職員や家族を介護する職員が利用できる支援制度のほか、必要な手続き、職場の上司や同僚等が配慮すべき事項等について整理した「育児・介護応援ハンドブック」を作成し、庁内イントラネットに掲載
各種ハラスメントの発生防止に向けた職員の意識の徹底 (平成28年度における取組) ・職場内でハラスメントが発生した場合における苦情等の相談に対する対応方法等について必要な事項を整理した「羽曳野市職場におけるハラスメント対応マニュアル」を制定 ・職場におけるハラスメントに関する苦情又は相談の申出に対応するため、苦情等処理に関する窓口を設置し、相談員を複数名配置